

「採用試験の在り方を考える専門家会合」（第6回）議事要旨

1 日時：平成20年10月30日（木） 10:00～12:30

2 場所：人事院第1特別会議室

3 出席者（五十音順）

岩澤 康裕 東京大学大学院理学系研究科教授
金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（座長）
土井 真一 京都大学大学院法学研究科教授
野澤 正充 立教大学大学院法務研究科教授
廣瀬 壮一 東京工業大学大学院情報理工学研究科教授

（欠席：岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授、工藤 裕子 中央大学法学部教授、吉野 直行慶應義塾大学経済学部教授）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局から資料等の説明
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

5 議事概要

院卒者試験に関する総論について意見交換が行われ、出席者から大要以下のような意見等があった。

- 事務系に関しては、院卒者試験を設けると、採用者の枠が限られることとなり、法科大学院や公共政策大学院出身の者が逆に入りにくくなるのではないか。
- 法科大学院出身者でも、司法試験に合格できないような者は、法律の解釈能力の点でも学部卒者とそれほど差はないと考えられるところであり、法科大学院や公共政策大学院出身者も、学部卒と同様に総合職試験を受け、採用されてから競争していくという方が良いのではないか。

- 採用後 2～3年の仕事ぶりが、院卒と大卒で変わらないという意見があるが、交渉能力、事務処理能力、対応能力に差が出ないような仕事をさせているからとも考えられる。例えば課長補佐級になって、実際に政策の企画立案に当たるようになった段階で、法学部で経済のことをまったく学んでいない者と、公共政策大学院で法律と経済両方を学んできた者とはどのように違うのかということは、もう少し長い目で考える必要があると考えられ、院卒者を公務に積極的に入れていくルートは設けておく必要があるのではないか。
- 採用試験の在り方を考える場合、ある程度現状を踏まえて検討する必要がある。現状において、事務系については、院卒者は少数であり、採用後の働きぶりもそれほど変わらないということであれば、現段階では院卒者試験を設ける必要はなく、任命権者が院卒と大卒の双方から採用できるようにしておき、内閣や任命権者が院卒にシフトしたならばその時点で採用試験も変更すればよいのではないかと。一方、技術系の場合は、院卒者が既に採用者の多数を占めるようになっていることから、院卒者試験については、技術系総合職の院卒者が対象として考えられるのではないかと。
- 事務系の院卒者試験を大卒試験とは別個に設けた場合、任命権者が院卒者試験から採用しなければ、院卒者は落ちこぼれであるというイメージとなってしまうので、それは避けなければならない。
- 現在、事務系で言えば採用者の4分の1程度が院卒者であるが、院卒者試験を設けると、合格者の枠を設ける必要がある。今後、法科大学院の修了者が公務員試験を受験するケースも増えてくることが想定される中で、一定の枠を設けてしまうと、院卒者を十分受け入れられなくなることも出てくるのではないかと。また、院卒者試験からの採用者が、新たなキャリアシステムを生む可能性もあるのではないかと。
- 理工系のカリキュラムは、ほとんど大学院にシフトしており、今後を担うべき理工系人材の能力を開発するのは大学院になっている。公務員として、現状の理解をするだけの人を採用するのであれば学部でいいが、国の施策をリードし、技術的に誤りのないような判断を行うことのできる者を採用するためには、院卒者に重点を置いた採用を行うことが必要なのではないかと。ただし、大学院を修了していない、例えば高専卒の者などでも、高度の専門性を有する者はおり、それらの者を院卒者試験から排除することは避ける必要がある。
- 現行のI種試験においては、提示延期の制度を用いて、学部4年や修士

課程1年で試験に合格し、修士課程修了時に採用される者が相当程度存在する。新たに院卒者試験を設ける場合には、そういった者の取扱いについても、十分検討しておく必要があり、仮に院卒（又は院卒見込み）者の受験は院卒者試験に限定されることとなると、院卒者の受験者は減ってしまうのではないか。

- 技術系の学部卒と院卒の試験の内容は、修士の入学試験と博士の入学試験の差と同様、全く異なり、極端に言えば、博士の入学試験は、学部の勉強をしなくてもいいぐらい不連続であることから、学部卒と院卒では全く別の問題を作ることになる。
- 技術系については、総合職を院卒、一般職を大卒とすることも1つのアイデアとして考えられるが、学部レベルで難しい試験を受けられる途も残しておかないと提示延期等で対応ができなくなることから、大卒の総合職も残さざるを得ないということになるのではないか。総合職試験を院卒者試験としつつも、大卒者もそれを受験できるようにすることになろう。
- 院卒者試験と大卒試験における能力実証の在り方としては、同じ試験科目で問題のレベルを変えるというだけではなく、試験科目や試験時間を変えたり、口述試験を導入するなど、いくつかの手法を組み合わせることにより差別化を図ることはできるのではないか。
- 今の技術者は、学部までの素養で、本や資料を読むというレベルでは十分ではなく、大学院の研究において、修士レベルの体験をすることが必要であり、それにより全く資質が違ってくる。
- 院卒者を念頭に置いた試験を新たに設ける場合、教養試験をこれまでどおりの水準、ウエイトで課すというのは難しいのではないか。
- 院卒者試験における専門試験については、例えば事務系で言えば、法律の難しい試験を課すというよりも、法律と経済両方の知識を問うなど、より広い専門性を求める試験としていくことが適当なのではないか。
- 技術系は、院卒と学卒で試験は別にするが、採用後は区別しない方がいいという気がする。
- 現行の採用試験において、法科大学院の出身者が試験を受験しようとした場合、教養試験が課されることにより、司法試験とは関係のないことをたくさん勉強しなければいけないことが、受験するモチベーションを阻害

する結果になっていると考えられる。法科大学院や公共政策大学院などの専門職大学院の優秀者が、大学院の課程でしっかり学習を積み重ねればすんなりと試験に通るという仕組みとしていく必要があるのではないか。

- 各府省との関係では、専門職大学院の修了者を採用せよということではなく、専門職大学院の優秀層が合格できるような試験の内容とすることにより、各府省が専門職大学院の優秀層を採用できるような枠組を作ることがよいのではないか。
- 事務系の院卒者の割合から見て、事務系の院卒者試験は時期尚早なのではないか。事務系・技術系の全体の院卒者は46%であり、全体として、院卒者試験を実施するというのは、情勢に合っていないのではないか。
- 法科大学院修了者からの採用については、司法試験に合格できなかった者を採用することを念頭に置いて制度設計を行うことはない。司法試験に合格した者の中から、現在の医系技官のように選考により採用するというのがよいのではないか。
- 法科大学院の修了者を念頭に置いた院卒者試験を設けることとした場合、確かに、幅広い教養試験が課されると受験しない可能性があると思うが、一方で、教養試験を免除して新司法試験と同様の試験科目の試験とした場合に、そのような能力の者を、各省庁が本当に採用したいと思うかという点、やや疑問がある。
- 院卒者試験においても、教養試験を全く廃止するのは適当ではない。司法試験合格者を選考採用するという点については、採用が不透明にならないか。
- 司法試験合格者を選考採用することとした場合、司法試験を採用試験と同等のものとみなすという前提で、司法試験に合格していれば、各府省の責任で面接をして採用できるということになると、2,000~3,000人規模の司法試験合格者を基礎として、採用試験を課さずに採用してもいいという仕組みになる。ただ、それが適当かどうかという点は、制度上の問題として判断が必要であると思う。
- 優秀な者に公務員になってもらいたいという観点からは、例えば高卒の者であっても、院卒者に相当する能力があれば、院卒者試験からシャットアウトすることは適当ではない。ただし、実態として、そのような者はほとんどいないかもしれない。

- 院卒者試験として新たに設ける以上は、学歴要件を課してもよいのではないか。
- 院卒者試験の受験資格として学歴要件を課しても、総合職試験の学部卒の者と採用後の昇進等に差がないというのであれば、問題にならないのではないか。
- 受験資格として学歴要件を課してもよいと思うが、その場合、大学院卒に相当する経歴を有する者にも受験を認めざるを得ず、個別の認定作業を人事院が行わなければならない。例えば、海外の大学院の修了者や民間の研究所等で研究を行ってきた者を個別に判断せざるをえず、明確な基準がなく、判断が困難であると思う。ただし、そのような受験者は実際それほどいないのではないか。
- 年齢要件とした場合、2浪や1浪1留でも要件を満たすので難しい。
- 受験資格として学歴要件を課してもいいと考えるが、新司法試験においては、法曹養成に特化した法科大学院が設けられているにもかかわらず、大学院の進学に伴う経済的な負担を考慮し、法科大学院の修了と新司法試験の受験資格を一致させることに対する批判が強く、厳密に一致していない。
- 院卒者試験においては、大学院の制度もいろいろあるので、専門性の検証ということはきちんとやっておく必要がある。ただし、旧司法試験のような口頭試問による専門試験を行うことは、非常に労力がかかり、困難ではないか。
- 院卒者試験の試験区分について、あまり細かくしすぎると、幅の狭い人材しか採用できなくなってしまうのではないか。農学系は、大括り化してもよいのではないか。
- 理工系の院卒者試験の試験区分は、現行のI種試験と同程度でよいのではないか。
- 院卒者試験における専門試験については、同じ試験科目で難易度を上げるというよりも、専門試験において、大学院で研究する内容に対応した、質の異なる問題を出題する、というイメージになるのではないか。

- 教養試験は学部の若いときから受験することを認め、合格すれば何年間で有効であることとし、資格試験化することは考えられないか。
- 大学院卒の新規採用者について、各府省ごとに修学年数をどのように評価するかが異なり、初任給の号俸の格付けが異なるということが、受験生や国民に広く知られていないことは問題ではないか。
- 大学院卒の者を採用するのであれば、処遇の面で学部卒者の者に比べて2年分上積みするということは原則ではないか。
- 技術系で言えば、既に採用者の7割程度が院卒者によって占められており、院卒者試験からの採用者の処遇について上積みの特例を設けなくても、それほど問題とはならないのではないか。
- 大学院になると、学際的な研究領域というものも出てくることから、院卒者試験の問題をどのように作るかということはかなり議論しなければならない。
- 事務系の院卒者試験を設け、試験区分を大括り化することとした場合、専門試験は完全に選択制ということになるのか。その場合、受験テクニックとして、大学院における専攻分野とは異なるが、難易度の低そうな科目を選択するということは考えられ、そうなると、何のための院卒者試験なのかという議論が出てくるのではないか。
- 法律科目で考えた場合、現行I種試験の専門記述式試験と比べて高度の問題を作成するということは困難。法科大学院を念頭に置いた試験を作るのであれば、試験の難易度を変えるというより、刑法や訴訟法を必須科目とするなど、科目設定の方法を変えるということになるのではないか。
- 法律科目の場合、I種と院卒で同じ科目で問題を変えたとしたら、要件事実を設定して質問することが考えられるが、今以上に増やす必要はないと思う。

以 上

(文責：専門家会合事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)